

「取引所為替証拠金取引説明書」の一部改正について

下線部変更

(平成27年5月11日)

現 行	変 更 後
<p>(表紙)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成26年8月</u></p> <p>取引所為替証拠金取引の仕組みについて 東京金融取引所における取引所為替証拠金取引は、同取引所が定める規則に基づいて行います。当社による取引所為替証拠金取引の受託業務は、これらの規則（同取引所の決定事項および慣行を含みます。以下同じ。）に従うとともに、金融商品取引法その他の関係法令および一般社団法人金融先物取引業協会規則を遵守して行います。</p> <p>☆取引の方法 東京金融取引所（以下「取引所」といいます。）においては、別表（取引所為替証拠金取引の種類）に掲げる<u>取引所為替証拠金取引</u>が取引されます。</p> <p>それぞれの対日本円取引の対象通貨またはクロス取引の通貨組合せ、取引単位及び呼び値の最小変動幅は、別表（取引所為替証拠金取引の種類）をご覧ください。その取引の仕組みは各通貨組合せとも共通（一部通貨における決済日の取扱いを除く。別表（取引所為替証拠金取引の種類）ご参照ください。）で、次のとおりです。</p> <p>①～④ (省 略)</p> <p>☆証拠金 (1) (省 略) (2) 証拠金の差入れ お客様が当社に取引所為替証拠金取引を委託する際は、<u>当社が定める額</u>以上の額を証拠金として差入れる必要があります。 (注) 他に建玉があるときは、次の(3)によります。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(表紙)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成27年5月</u></p> <p>取引所為替証拠金取引の仕組みについて 東京金融取引所における取引所為替証拠金取引<u>（以下、「本取引」という。）</u>は、同取引所が定める規則に基づいて行います。当社による<u>本取引</u>の受託業務は、これらの規則（同取引所の決定事項および慣行を含みます。以下同じ。）に従うとともに、金融商品取引法その他の関係法令および一般社団法人金融先物取引業協会規則を遵守して行います。</p> <p>☆取引の方法 東京金融取引所（以下「取引所」といいます。）においては、別表（取引所為替証拠金取引の種類）に掲げる<u>本取引</u>が取引されます。</p> <p>それぞれの対日本円取引の対象通貨またはクロス取引の通貨組合せ、取引単位及び呼び値の最小変動幅は、別表（取引所為替証拠金取引の種類）をご覧ください。その取引の仕組みは各通貨組合せとも共通（一部通貨における決済日の取扱いを除く。別表（取引所為替証拠金取引の種類）ご参照ください。）で、次のとおりです。</p> <p>①～④ (現行どおり)</p> <p>☆証拠金 (1) (現行どおり) (2) 証拠金の差入れ お客様が取引の注文をする際は、<u>(3)に定める必要証拠金</u>以上の額を証拠金として当社に差入れる必要があります。<u>証拠金は日本円のみを受け入れとし、有価証券や外貨の受け入れはいたしません。</u></p> <p><u>(3)証拠金</u> 本取引は、「取引所の定める為替証拠金基準額（本説明書では、以下「取引所基準額」という。）に基づき4つのレバレッジコース「1倍」「5倍」「10倍」「25倍」があります。新規注文発注の際に、お客様の取引手法に応じたレバレッジコースをご選択していただだけま</p>

現 行	変 更 後
<p>(3) (省 略)</p> <p>(4) 有価証券等による充当 <u>証拠金は、有価証券等により充当することはできません。</u></p> <p>(5) ～(6) (省 略)</p> <p>(7) ロスカットの取扱い <u>当社は、お客様の建玉を決済した場合に生じることとなる損失の額（値洗いによる評価損益およびスワップポイントを加減します。）が証拠金預託額に対し所定の割合に達した場合、損失の拡大を防ぐため、お客様の計算において転売または買戻しを行います。（「ロスカットルール」といいます。）ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールであっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。また、ロスカットは、保有するすべての建玉に対し実行しますが、ロスカット実行時に保有する通貨の対象国が休日等で取引時間外の場合、その通貨または金融指標のロスカットは、取引開始後ただちに行います。なお、すべての建玉のロスカットが完了するまでの間は、取引できません。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p><u>す。</u></p> <p>※各通貨ペアの取引所基準額は東京金融取引所が一週間分の清算価格平均値を用いて算出いたします。<u>す。</u></p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(5) ～(6) (現行どおり)</p> <p>(7) ロスカットの取扱い <u>当社は、本口座の有効比率を一定の間隔で確認し、その際に有効比率が100%以下となっている場合、お客様の登録されたメールアドレスにアラートメールを送信致します。また、本口座の有効比率確認時に有効比率が80%以下となっている場合には、未約定の注文をすべて取消したうえで、すべてのポジションを強制決済（ロスカット）します。</u> <u>【有効比率の確認間隔】</u> 100%超：約5分 100%以下：約1分 ※ロスカット実行時に保有する通貨ペアが取引所の取引時間外のために決済されない場合、その通貨のロスカットは、直近の取引開始後直ちに行います。なお、すべての建玉のロスカットが完了するまでの間は、取引できません。 ※市場急変時はアラートメールを送信することなくロスカット注文が執行される場合があります。 ※システムの有効比率の確認は上記の間隔で行われるため、急激な相場変動時等には有効比率が80%を大きく割込んだ時点で強制決済されることがあります。さらに、有効比率がマイナスの時点で強制決済され、預託資金以上の損失が発生する可能性があります。 ※預託資金以上の損失が発生した場合、損失額と預託資金の差額を直ちにご入金いただく必要があります。<u>す。</u></p> <p>(8) 証拠金不足の取扱い <u>本取引は取引日ごとの取引終了時におけるお客様の証拠金等の実預託額（有効証拠金）が必要証拠金額（取引所基準額にて計算）を下回る場合（以下「証拠金不足」という）、次に定める基準にしたがって処理を行います。</u></p>

現 行	変 更 後
<p>(8) (省 略)</p> <p>(10) 証拠金の返還</p> <p>当社は、お客様が<u>取引所為替証拠金取引</u>について決済を行った後に、差入れた証拠金に決済差益を加算した額からお客様の当社に対する債務額を控除した後の金額の返還を請求したときは、取引所が定める当社が返還すべき額を原則として遅滞なく返還します。</p> <p><u>(11)その他</u></p> <p><u>当社が取引所為替証拠金取引の委託の取次ぎを行う場合の証拠金の取扱いについても、上記の取扱いに準じます。証拠金の取扱いについて、詳しくは当社にお尋ねください。</u></p> <p>☆決済時の金銭の授受</p> <p><u>取引所為替証拠金取引</u>の建玉の決済を行った場合は、通貨の組合せごとに、次の計算式により算出した金額が証拠金預託額に加算または減算され、上記「☆証拠金 (6) 証拠金の引出し」に従って、現金の引出しを行うことができます。</p> <p>(省 略)</p> <p>☆～☆ (省 略)</p> <p>☆益金に係る税金</p> <p><u>個人が行った取引所為替証拠金取引で発生した益金</u> (手仕舞いで発生した売買差益およびスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。) は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が</p>	<p><u>①証拠金不足が生じた場合、お客様の新規取引を規制し、証拠金不足が生じている旨を通知します。当社は、②に定める時間までにお客様から不足額以上の入金を確認できなかった場合は、注文中の注文を取消したうえで、お客様が保有するすべての建玉を決済 (以下「強制決済」という) します。</u></p> <p><u>②入金期限：証拠金不足判定の翌取引日 26 時 (深夜 2 時)</u></p> <p><u>※日本の金融機関の休業日の前日に証拠金不足が発生した場合、強制決済処理は行いません。</u></p> <p><u>※証拠金不足に係る判定は、保有建玉のレバレッジコースに関わらず、取引所基準額を元により判定します。</u></p> <p>(9) (現行どおり)</p> <p>(10) 証拠金の返還</p> <p>当社は、お客様が<u>本取引</u>について決済を行った後に、差入れた証拠金に決済差益を加算した額からお客様の当社に対する債務額を控除した後の金額の返還を請求したときは、取引所が定める当社が返還すべき額を原則として遅滞なく返還します。</p> <p>(削 除)</p> <p>☆決済時の金銭の授受</p> <p><u>本取引</u>の建玉の決済を行った場合は、通貨の組合せごとに、次の計算式により算出した金額が証拠金預託額に加算または減算され、上記「☆証拠金 (6) 証拠金の引出し」に従って、現金の引出しを行うことができます</p> <p>(現行どおり)</p> <p>☆～☆ (現行どおり)</p> <p>☆益金に係る税金</p> <p><u>(1)個人のお客様に対する課税</u></p> <p><u>本取引で発生した益金 (手仕舞いで発生した売買差益およびスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。) は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、</u></p>

現 行	変 更 後
<p>所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。また、その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、損益を通算して損失となる場合は、一定の要件の下で、翌年以降3年間、繰越すことができ、他の先物商品との間での損益通算を行うことが可能です。</p> <p><u>法人のお客様が行った取引所為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。</u></p> <p>当社は、お客様の取引所為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。なお、税制については、関連法令またはその解釈等が将来変更される可能性があります。</p> <p><u>※復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。</u></p>	<p>確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。また、その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、損益を通算して損失となる場合は、一定の要件の下で、翌年以降3年間、繰越すことができ、他の先物商品との間での損益通算を行うことが可能です。</p> <p><u>(2)法人のお客様に対する課税</u></p> <p><u>各法人の事業年度に応じて損益を計算します。</u> <u>法人本来の事業活動における損益と外国為替証拠金取引による損益を合算して課税所得を計算します。</u> <u>法人税法では事業年度末日における未実現損益も課税所得計算に参入する必要があります。事業年度末日に外国為替証拠金取引による決済があったものとして損益計算を行い、課税所得の計算をします。課税所得にマイナスが生じた場合。青色申告の届出を提出していれば、損失を7年間繰越すことができます。</u></p>
<p>当社への取引の委託の手続きについて</p> <p>お客様が当社に取引所為替証拠金取引を委託する際の手続きの概要は、次のとおりです。</p> <p>(1) 取引の開始</p> <p>①本説明書の交付を受ける</p> <p><u>はじめに、当社から本説明書を交付いたしますので、取引所為替証拠金取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出ください。</u></p>	<p><u>(3) 支払調書</u></p> <p><u>当社は、お客様が本取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。</u></p> <p><u>※詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。</u></p> <p>なお、税制については、関連法令またはその解釈等が将来変更される可能性があります。</p> <p><u>※復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。</u></p> <p>当社への取引の委託の手続きについて</p> <p>お客様が当社に本取引を委託する際の手続きの概要は、次のとおりです。</p> <p>(1) 取引の開始</p> <p>①市場デリバティブ取引に係るご注意 (以下「<u>注意喚起文書</u>」という)、本取引に関する約款 (以下「<u>契約約款</u>」という)、および本説明書の受領。 <u>当社から注意喚起文書、契約約款および本説明書を交付いたしますので、本取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任</u></p>

現 行	変 更 後
<p>②為替証拠金取引口座の設定 取引所為替証拠金取引の開始に当たっては、あらかじめ当社に為替証拠金取引口座の設定に関する約諾書を差入れ、為替証拠金取引口座を設定していただきます。その際ご本人である旨の確認書類をご提示していただきます。</p> <p>③媒介約諾書の差入れ 当社に取引所為替証拠金取引の委託の媒介を依頼する場合には、あらかじめ媒介に関する約諾書を差入れていただきます。</p> <p>(追 加)</p> <p>(2) 発注証拠金の差入れ 取引所為替証拠金取引の委託注文をするときはあらかじめ、当社に所定の証拠金を差入れていただきます。当社は、証拠金を受入れたときは、お客様に受領書（取引報告書）を交付します。</p> <p>(3) 委託注文の指示 取引所為替証拠金取引の委託注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に当社に指示するか、または当社が提供するシステム注文画面に正確に入力してください。</p> <p>①委託する取引対象を上場している金融商品取引所の名称（この場合は取引所）</p> <p>②委託する通貨の組合せ</p> <p>③～⑦ (省 略)</p> <p>(4) 建玉の保有または結了の方法 既存の建玉を反対売買により決済する場合は、転売または買戻しとして取引数量分をあらかじめ指定した建玉から減じる方法（指定決済法）で行います。 なお、同一通貨の売建玉と買建玉を同時に保有する両建てを行うことは可能ですが、両建てをした後にそれぞれの建玉を反対売買により決済する場合、売買価格差や委託手数料を二重に負担することとなる等の経済的合理性を欠き、実質的に意</p>	<p><u>において取引を行う旨を電磁的方法で同意をしていただきます。</u></p> <p>②当社による書面の交付を電磁的方法により受けることを承諾いただきます。</p> <p>③取引所為替証拠金取引設定約諾書の同意 本取引を行うに当たり、お客様と当社間に発生する権利・義務関係や取引に関する取り決めに充分ご理解のうえ、本約諾書の差入れに替えて電磁的方法で同意をいただきます</p> <p>④お取引の口座開設 本取引の開始にあたってはあらかじめ当社「くりっく365」に口座開設をいただきます。その際ご本人であることを確認できる公的証書をご提出いただきます。</p> <p>(2) 証拠金の差入れ 本取引の注文をするときは、あらかじめ当社に所定の証拠金を差入れていただきます。</p> <p>(3) 注文の指示 本取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に当社に指示してください。</p> <p>①注文する取引対象を上場している金融商品取引所の名称（本取引の場合は取引所）</p> <p>②通貨ペア</p> <p>③～⑦ (現行どおり)</p> <p>(4) 建玉の保有または決済の方法 建玉の決済方法には反対売買および建玉整理があります。 反対売買により決済する場合は、転売または買戻しとして取引数量分をあらかじめ指定した建玉から減じる方法（指定決済法）で行います。同一通貨の売建玉と買建玉を同時に保有する両建てを行うことは可能ですが、両建てをした後にそれぞれの建玉を反対売買により決済する場合、売買価格差や委託手数料を二重に負担すること</p>

現 行	変 更 後
<p><u>味がない取引であることにご留意ください。</u>また、両建てを建玉整理により解消する場合は、売買価格差や委託手数料を二重に負担することはありませんが、経済的合理性を欠く恐れがあります。</p>	<p>となるなどの経済的合理性を欠く<u>可能性があり</u>ます。また、両建てを建玉整理により解消する場合は、売買価格差や委託手数料を二重に負担することはありませんが、経済的合理性を欠く恐れがあります。</p>
<p>(5) 委託注文をした取引の成立 委託注文をした取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした<u>取引報告書</u>をお客様に交付します。</p>	<p>(5) 委託注文をした取引の成立 委託注文をした取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした<u>取引報告書兼取引残高報告書</u>をお客様に交付します。</p>
<p>(6) 証拠金の維持 委託をした取引所為替証拠金取引が成立したときは、発注証拠金は<u>取引所が計算する取引証拠金</u>に振替わります。また、証拠金に不足額が生じた場合には、証拠金の追加差入れが必要になります。</p>	<p>(6) 証拠金の維持 委託注文した取引が成立したときは、発注証拠金は<u>必要証拠金</u>に振替わります。また、証拠金に不足額が生じた場合には、証拠金の追加差入れが必要になります。</p>
<p>(7)～(8) (省 略)</p>	<p>(7)～(8) (現行どおり)</p>
<p>(9) 取引残高、建玉、証拠金等の報告 当社は、取引状況をご確認いただくため、<u>お客様から請求があった場合は取引成立のつど、お客様からの請求がない場合は四半期ごと（残高があるものの取引成立がない場合は1年ごと。以下「報告対象期間」といいます。）</u>にお客様の報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金およびその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、<u>お客様に交付します。</u></p>	<p>(9) 取引残高、建玉、証拠金等の報告 当社は、取引の状況をご確認いただくため、<u>取引成立のつど、およびお四半期（3月、6月、9月、12月末）ごとに、対象期間において成立した取引の内容ならびに四半期末日におけるお客様の建玉、口座状況、対象期間に成立した取引の内容および入出金履歴を記載した取引残高報告書を作成してお客様に交付します。</u></p>
<p>(10) (省 略)</p>	<p>(10) (現行どおり)</p>
<p>(11) 当社の取引停止等の場合の建玉移管等の手続き <u>取引所の取引参加者である当社が支払不能等の事由により、取引所から取引停止等の処分等を受け、取引所がお客様の未決済建玉について建玉移管または決済を行わせることとした場合のお客様による手続きの概要は、次のとおりです。</u></p>	<p>(11) 当社の取引停止<u>など</u>の場合の建玉移管<u>など</u>の手続き 当社が支払不能<u>など</u>の事由により、取引所から取引停止<u>など</u>の処分を受けた場合、取引所がお客様の未決済建玉について建玉移管または決済を行わせる場合があります。<u>手続きについてはその際にご案内します。</u></p>
<p><u>①建玉移管を希望するときは、取引所の別の取引参加者である金融商品取引業者に建玉移管を申し込んで承諾を受け、当該移管先の金融商品取引業者に為替証拠金取引口座を設定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>②建玉の決済を希望するときは、取引停止等の処分を受けた当社に対しその旨を指示する。</u> <u>お客様が取引所の定める日時までに上記①または②の手続きを行わなかった場合には、取引所は、お客様の計算において、建玉の決済を行います。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行	変 更 後
<p>なお、差入れた証拠金および決済差益は、取引所に預託されておりますので、その範囲内で取引所の定めるところにより、移管先の金融商品取引業者または取引所から返還を受けることができます。</p>	<p>なお、差入れた証拠金および決済差益は、取引所に預託されておりますので、その範囲内で取引所の定めるところにより、移管先の金融商品取引業者または取引所から返還を受けることができます。</p>
<p>(12)その他 当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、<u>万一</u>、記載内容に相違または疑義があるときは、速やかに当社の<u>取扱責任者</u>に直接ご照会ください。</p>	<p>(12)その他 当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、記載内容に相違または疑義があるときは、速やかに当社へ直接ご照会ください。</p>
<p>取引所為替証拠金取引およびその委託に関する主要な用語</p>	<p>取引所為替証拠金取引およびその委託に関する主要な用語</p>
<p>◇受渡決済（うけわたしけっさい） 先物取引やオプション取引の決済期日に、原商品とその対価の授受を行う決済方法をいいます。<u>取引所為替証拠金取引</u>においては、受渡決済は行われません。</p>	<p>◇受渡決済（うけわたしけっさい） 先物取引やオプション取引の決済期日に、原商品とその対価の授受を行う決済方法をいいます。<u>本取引</u>においては、受渡決済は行われません。</p>
<p>◇売付取引（うりつけとりひき）◇売建玉（うりたてぎょく） 一般に先物・オプションを売る取引をいいます。<u>取引所為替証拠金取引</u>の場合は、買戻したときの約定価格が新規の売付取引の約定価格を下回ったときに利益が発生し、上回ったときに損失が発生することとなります。 売付取引のうち、決済が終了していないものを売建玉といいます。</p>	<p>◇売付取引（うりつけとりひき）◇売建玉（うりたてぎょく） 一般に先物・オプションを売る取引をいいます。<u>本取引</u>の場合は、買戻したときの約定価格が新規の売付取引の約定価格を下回ったときに利益が発生し、上回ったときに損失が発生することとなります。 売付取引のうち、決済が終了していないものを売建玉といいます。</p>
<p>◇買付取引（かいつけとりひき）◇買建玉（かいたてぎょく） 一般に先物・オプションを買う取引をいいます。<u>取引所為替証拠金取引</u>の場合は、転売したときの約定価格が新規の買付取引の約定価格を上回ったときに利益が発生し、下回ったときに損失が発生することとなります。 買付取引のうち、決済が終了していないものを買建玉といいます。</p>	<p>◇買付取引（かいつけとりひき）◇買建玉（かいたてぎょく） 一般に先物・オプションを買う取引をいいます。<u>本取引</u>の場合は、転売したときの約定価格が新規の買付取引の約定価格を上回ったときに利益が発生し、下回ったときに損失が発生することとなります。 買付取引のうち、決済が終了していないものを買建玉といいます。</p>
<p>◇（省 略）</p>	<p>◇（現行どおり）</p>
<p>◇金融商品取引業者(きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ) <u>取引所為替証拠金取引</u>を含む金融商品取引を取扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。</p>	<p>◇金融商品取引業者(きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ) <u>本取引</u>を含む金融商品取引を取扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。</p>

現 行	変 更 後
<p>◇限日取引（げんにちとりひき） 取引所為替証拠金取引において、毎取引日を取引最終日とする取引をいいます。同一取引日中反対売買されなかった建玉は、翌取引日に繰越されます。</p> <p>◇～◇ （省 略）</p> <p>◇指定決済法（していけっさいほう） 同一の取引所為替証拠金取引において既存の建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合、既存の建玉との両建てとし、後で顧客が決済の対象とする建玉を指定して申告を行うことで建玉を減じる方法をいいます。</p> <p>◇証拠金（しょうきん） 先物・オプション取引の契約義務の履行を確保するために差入れる保証金をいいます。</p> <p>◇ （省 略）</p> <p style="padding-left: 40px;">（追 加）</p> <p style="padding-left: 40px;">（追 加）</p> <p style="padding-left: 40px;">（追 加）</p> <p style="padding-left: 40px;">（追 加）</p> <p>◇スワップポイント 取引所為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該取引日に係る決済日から翌取引日に係る決済日までの売付通貨の借入れおよび買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される計算上の数額をスワップポイントといいます。なお、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映しないことがあります。</p> <p>◇～◇ （省 略）</p> <p>◇付合せ時間帯（つけあわせじかんたい） 取引所の取引所為替証拠金取引は、同取引所の定める時間帯に行います。</p>	<p>◇限日取引（げんにちとりひき） 本取引において、毎取引日を取引最終日とする取引をいいます。同一取引日中反対売買されなかった建玉は、翌取引日に繰越されます。</p> <p>◇～◇ （現行どおり）</p> <p>◇指定決済法（していけっさいほう） 本取引において既存の建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合、既存の建玉との両建てとし、後で顧客が決済の対象とする建玉を指定して申告を行うことで建玉を減じる方法をいいます。</p> <p>◇証拠金（しょうきん） 先物・オプション取引の契約義務の履行を確保するために差入れる保証金をいいます。</p> <p>◇ （現行どおり）</p> <p>◇証拠金預託額 <u>お客様からお預かりしている証拠金残高です。</u></p> <p>◇必要証拠金額 <u>建玉を維持するために必要な証拠金額です。</u> <u>新規注文の発注、ロスカットおよび証拠金不足の判定に使います。</u></p> <p>◇有効証拠金額 <u>証拠金預託額に評価損益を加え、出金指示額を差引いた金額です。</u></p> <p>◇有効比率 <u>必要証拠金額に対する有効証拠金額の割合を百分率で表した数値です。</u></p> <p>◇スワップポイント 本取引におけるロールオーバーは、当該取引日に係る決済日から翌取引日に係る決済日までの売付通貨の借入れおよび買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される計算上の数額をスワップポイントといいます。なお、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映しないことがあります。</p> <p>◇～◇ （現行どおり）</p> <p>◇付合せ時間帯（つけあわせじかんたい） 本取引は、取引所の定める時間帯に行います。</p>

現 行	変 更 後
<p>◇ (省 略)</p> <p>◇特定投資家 (とくていとうしか)</p> <p>取引所為替証拠金取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識および経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取扱うよう申出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取扱うよう申出ることができます。</p> <p>◇～◇ (省 略)</p> <p>◇ロールオーバー</p> <p>取引所為替証拠金取引において、同一取引日中に反対売買されなかった建玉を翌取引日に繰越すことをいいます。</p> <p>金融商品取引業者である当社の概要等 および苦情受付・苦情処理・紛争解決</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要</p> <p>【店頭外国為替証拠金取引】</p> <p>当社とお客様とが相対で行う店頭外国為替証拠金取引「FX24」「シストレ24」および「<u>トライオート</u>」について、オンライン取引を提供させていただいております。なお、「シストレ24」については、投資助言業に該当します。</p> <p>【】～【】 (省 略)</p> <p>(3)～(4) (省 略)</p> <p>【別紙】</p> <p>☆委託手数料 (省 略)</p> <p>☆レバレッジ選択機能</p> <p>☆取引所為替証拠金取引の種類 (省 略)</p> <p>(注) 韓国ウォンについては、100 韓国ウォンあたりの呼び値となります。</p> <p>対日本円取引のうち、<u>トルコリラ</u>及び<u>メキシコペソ</u>について、当分の間、上場が延期されます。また、中国人民元、インドルピー及び韓国ウォンについて、当分の間、上場を休止しています。</p>	<p>◇ (現行どおり)</p> <p>◇特定投資家 (とくていとうしか)</p> <p>本取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識および経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行などをいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取扱うよう申出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取扱うよう申出ることができます。</p> <p>◇～◇ (現行どおり)</p> <p>◇ロールオーバー</p> <p>本取引において、同一取引日中に反対売買されなかった建玉を翌取引日に繰越すことをいいます。</p> <p>金融商品取引業者である当社の概要等 および苦情受付・苦情処理・紛争解決</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要</p> <p>【店頭外国為替証拠金取引】</p> <p>当社とお客様とが相対で行う店頭外国為替証拠金取引「FX24」「シストレ24」および「<u>トライオートFX</u>」について、オンライン取引を提供させていただいております。なお、「シストレ24」については、投資助言業に該当します。</p> <p>【】～【】 (現行どおり)</p> <p>(3)～(4) (現行どおり)</p> <p>【別紙】</p> <p>☆委託手数料 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>☆取引所為替証拠金取引の種類 (現行どおり)</p> <p>(注) 韓国ウォンについては、100 韓国ウォンあたりの呼び値となります。</p> <p>対日本円取引のうち、メキシコペソについて、当分の間、上場が延期されます。また、中国人民元、インドルピー及び韓国ウォンについて、当分の間、上場を休止しています。</p>

現 行	変 更 後
<p data-bbox="403 174 531 208">(以下省略)</p> <p data-bbox="580 369 794 403"><u>平成26年 8 月 1 日</u></p>	<p data-bbox="1054 174 1268 208">(以下現行どおり)</p> <p data-bbox="1273 369 1487 403"><u>平成27年 5 月11日</u></p>